# 令和9年度採用豊橋市民病院初期臨床研修医募集要項

当院は、医師法第16条の2第1項の規定により、厚生労働大臣の指定する臨床研修指定病院（平成16年3月31日指定）として、下記のとおり初期臨床研修医を募集します。

## 1 研修目的

幅広いローテート研修を行うことにより、プライマリ・ケアに必要な診療に関する基本的な知識、技能および態度の習得を図るとともに、全人的医療を身に付け、将来、優れた専門医となることを目的とする。

## 2 応募資格

第121回医師国家試験合格見込みの者で、医師臨床研修マッチングに参加登録する者

## 3 募集人員

(1)豊橋市民病院卒後臨床研修プログラム　16名
(2)豊橋市民病院卒後臨床研修プログラム(小児科・産婦人科)　1名
(3)豊橋市民病院卒後臨床研修プログラム(地域)　1名

## 4 試験日時、試験科目及び試験会場

| 試験日時 | | | 試験科目 | 試験会場 |
|---|---|---|---|---|
| 第1回 | 令和8年　8月6日(木) | 午後1時 | 筆記試験<br>(一般教養・専門科目)<br>小論文<br>面接 | 豊橋市民病院 |
| 第2回 | 令和8年　8月7日(金) | 午後1時 | | |
| 第3回 | 令和8年　8月22日(土) | 午前9時 | | |
| 各試験日の1週間前まで | | | 適性検査 | WEB |

※適性検査の方法は、申込期限後、メールにてお知らせいたします。
※試験日時、試験科目及び試験会場は変更することがあります。

## 5 受験手続

| | | | |
|---|---|---|---|
| 受付期限 | 第1回 | 試験申込(インターネット申込)及び提出物(郵送もしくは持参) | 受付期限①<br>令和8年7月13日(月)　午後5時<br>※提出物…郵送の場合は必着、持参の場合の受付は平日の午前8時30分から午後5時まで |
| | 第2回 | 試験申込(インターネット申込)及び提出物(郵送もしくは持参) | |
| | 第3回 | 試験申込(インターネット申込)及び提出物(郵送もしくは持参) | 受付期限②<br>令和8年8月7日(金)　午後5時<br>※提出物…郵送の場合は必着、持参の場合の受付は平日の午前8時30分から午後5時まで |
| 申込方法・提出物 | | ＜試験申込＞<br>豊橋市民病院ホームページ職員募集「研修医」ページ(https://www.municipal-hospital.toyohashi.aichi.jp/resident/guideline/#resident)にアクセスし、「豊橋市民病院職員採用試験インターネット申込手続きガイド」に沿って手続きしてください。<br>※インターネット申込以外の申し込みはできません。<br><br>＜提出物＞<br>最終学校の卒業見込証明書<br>※豊橋市民病院　卒後臨床研修センターに郵送または直接お持ちください。<br>職員募集ページ | |
| 注意事項 | | ・申込前に、入力内容の確認を必ず行ってください。<br>・期限までに申込データを受信完了したものに限り受け付けます。<br>**・システムがメンテナンス等で停止する場合もありますので、余裕をもって申し込んでください。**<br>・使用するパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては、一切の責任を負いかねます。<br>・申込内容等に不備がある場合は別途メール又は電話にて連絡をすることがあります。<br>・提出された書類等一切の書類はお返しいたしません。 | |
| 受験票の交付 | | 受付期限①の場合は7月24日(金)までに、受付期限②の場合は8月14日(金)までに、連絡先メールアドレスに受験票を送りますので、画面保存をしていただき試験会場で提示できるようにしてください。 | |

問合先・提出先
〒441-8570　豊橋市青竹町字八間西50番地　豊橋市民病院　卒後臨床研修センター
電話　0532-33-6330　E-mail：sotsugo@toyohashi-mh.jp

## 6 身分および処遇

(1)身　分　豊橋市任期付職員

(2)給　与　給料月額　396，720円(令和8年度・基本給)

＊その他、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

(参考)月ごとの給与平均支給額　655，000円(令和7年度実績)

(3)各種保険　愛知県都市職員共済組合、厚生年金保険、地方公務員災害補償法適用有

## 7 その他

(1)地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は採用されません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・豊橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方(心神耗弱を原因とするもの以外)は採用されません。

(3)日本国籍を有しない方について

・採用日において、法令により永住が認められていない方は、採用されません。

・市民の権利・自由を制限したり、義務・負担を課したりする職務及び本市の行政活動において企画、立案及び決定等に関与する職務には就くことができません。

(4)申込書類に虚偽の記載があった場合には、採用されない場合があります。

(5)令和9年施行医師国家試験に合格しなかった場合は、採用されません。

(6)令和9年4月1日からの採用予定です。